平成２８年３月

【「不要品を引き取る」という電話。本当の目的は？】

【相談】

自宅に電話があり、「いらなくなった着物や洋服を引き取ります」と言われて明日来てもらうことにしたが、不安になってきたので訪問を断りたい。（６０歳代女性）

【アドバイス】

最近、事例と同じような相談が多くあります。業者の電話の本当の目的は何でしょうか。事例の相談者には、「貴金属などの買い取りが本来の目的であるのに、別の物を引き取るとうそを言って約束を取り付けて、訪問後に強引に貴金属などを出させて安く買い取られたという苦情が多い」と説明をしました。また、「不安であれば業者に訪問を断る電話をかけること。もし、連絡できなければ訪問時に誰かに一緒にいてもらった上で、家の中に入れずきっぱり断るように」と助言をしました。

　２０１０年ごろから貴金属の訪問買い取りに関する苦情が急増したことにより、１２年に特定商取引法が改正され、訪問買い取りは［訪問購入］としての規制ができました。その主な点は、訪問業者は［消費者が呼んでもいないのに訪問してはいけない］［消費者が査定等のために呼んだ場合でも事業者・氏名等と勧誘をする目的であることを告げ勧誘してもよいかと聞く義務がある］［消費者が契約しないと伝えたらそれ以上勧誘してはいけない］［特定商取引法に基づく法定書面を交付する義務がある］などです。

　そして、契約書を受け取った日を含めて８日間はクーリングオフができ、売り主はクーリングオフ期間中は物品を業者に引き渡さなくてよいことにもなっています。法律の規制はできましたが、クーリングオフをしても買い取られた物品が必ず手元に戻ってくるとは限りません。安易に買い取りの話に応じないよう気をつけましょう。